
鑑定評価

○ 標準宅地の適正な時価の評定

選定された標準宅地について、地価公示価格、都道府県地価調査価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定価格から求められた価格の7割を目途に、標準宅地の適正な時価を評定します。

- 地価公示価格等の7割を目途
- 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価価格の7割を目途